



シニア世代の到来とシルバー人材センターの活用について

Q 人材不足を補うために
シルバー人材センターの活用を

A 会員の経験と能力に応じた業務を積極的に提供

問 シニア層が増えると医療、介護費用が高まり、財政への圧迫が懸念されるが、どのような対応を進めようとしているのか。

答 (福祉課長)
重要目標として、「中年層

答 (福祉課長)
シルバー人材センターにおいては、自主的、主体的に運営をいただいております。新たな事業も開拓され取り組んでいただいております。現在町からは、施設の除草や剪定作業、夜間管理、介護予防教室の送迎業務等をお願いしている。

地方自治法施行令において競争入札によらない政策目標契約の対象団体であり、積極的な業務を提供していく反面、民間事業者を圧迫することがないよう留意しなければなりません。町としては、会員の経験と能力に応じた業務を積極的に提供していきたい。

問 シニア時代の到来する中で、町における公共事業等においても、今まで以上にシルバー人材センターを活用すべきと考える。

の健康維持と介護に関する意識向上」と「元気な高齢者の介護予防と社会参加の促進」を進めていくとしている。具体的な取り組みとしては、健やか愛ポイント制度の周知、びんてまり体操の普及などで、誰もが元気で暮らすことができ、健康づくりや介護予防が生きがいにつながり、その効果によって、医療費や介護費用が縮減できるよう進めている。



シルバー人材センター(いきがいセンター)

問 「シニアがいきいきと暮らせる町」とは、行事参加等が中心で良いのか。自分で稼いで、自分の生活を

答 (福祉課長)
町としては、元気な高齢者の介護予防と社会参加を促進

問 は急激に進んでいく。まず当面の就業拡大の活性化に取り組むとともに、社会参加を促す取り組みが必要ではないか。就業拡大の活性化に向けた具体的な取り組みは何か。

答 (福祉課長)
シニアの方々の知識と経験、技術を活かしながら、働くことを通じて、生きがいを求める、地域の活性化に貢献できることが大切である。このため、就業相談やシルバー人材センターの活動紹介などを行い、多様な働き方を通して、経済的自立を図るとともに、社会貢献活動や地域活動に参画できるよう、積極的に活動展開されている団体への支援など環境整備に努めている。

豊かにできるようなことが重要ではないか。社会に出て、仕事を通じて社会貢献する場を作り込むことが必要ではないか。

答 (福祉課長)
女性の社会活動への参加は、これからの高齢社会にとっては、必要不可欠である。今年度もシルバー人材センターにおいて女性会員増大対策プロジェクトチーム会議に行政の女性職員も協力して、議論がなされている。男性・女性とともに、社会に貢献していただけるシルバー人材センターとなるよう共に考えていきたい。

問 若い世代では核家族化でないことで、愛の無い事件が起きている。シルバーのお祖母ちゃんによる養育等、もっと女性活用に目を向けるべきではないか。

答 (福祉課長)
新たな分野に活動の領域を広げ、さらに就業拡大に取り組んでいただけるよう支援も行っている。



老人クラブの今後のあり方について

Q あり方検討委員会設置の提案について

A 主体的な運営改善の取り組みに寄り添う

問 老人クラブ連合会の今後のあり方について

答 (福祉課長)
単位老人クラブの会員の減少、老ク連への役員の手不足等課題がある。町としても、老人クラブ活動事業として補助金を出しているが、今後積極的な支援・指導が必要と考えるが、現状と課題について問う。

答 (福祉課長)
会員みなさんの意思による自主的な活動を行う組織であり、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を柱に、運営がされている。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業の延期や中止など、例年通りの活動ができず役員の方には大変ご苦労いただいている現状である。

町としては、愛知川・秦荘両老人クラブ連合会を通じ、各単位老人クラブに対し、短時間・少人数での事業の開催や文書・電話等を用いて、人との接触を出来る限り減らすなどの具体的な例をあげて、新しい生活様式に沿った老人クラブの活動を行っていただけるよう助言をしている。



愛知川老人クラブ正副会長会議

問 今後の老人クラブのあり方を検討するため、諮問機関として町のこれからの「老人クラブのあり方検討委員会」を設置し、老人クラブの運営改善策を早急に実現することを提案する。

答 (福祉課長)
町としても、愛知川・秦荘老人クラブ連合会が、これからの老人クラブの運営改善に

問 避難所開設に当たっては、マスクの着用・検温・消毒液などの準備のほか、マニュアルの整備や訓練など実践的な研修が必要と考えるが、町の具体的な取り組み状況

答 (くらし安全環境課長)
感染症対策のための避難所運営ガイドラインに準じ、適切な避難所運営に取り組む。具体的には、町において新たに策定した感染症予防を踏まえた避難所開設・運営指針に基づき、各避難所の受け入れ可能人数の精査、発熱等の症状のある方の専用スペースの確保等を行う。

問 避難所での新型コロナウイルス感染症防止対策について

答 (福祉課長)
避難所開設に当たっては、一人あたりの占有面積や避難者同士の距離の確保等一定の基準が必要と考えるが、当町における考えを問う。

主体的に取り組むことができないように、しっかりと寄り添って行きたい。

問 避難所開設に当たっては、避難の準備に時間を要することから、避難指示について空振り覚悟で早めに出す必要があると考えるが、町長に問う。

答 (町長)
住民の生命を守ることが何よりも大事なことであり、避難の必要がある場合、躊躇することなく避難指示等を速やかに発令する。

自分や大切な人を守る行動を取っていただけるように備えていただくことが大切であり、平時からの周知も行っていく。

問 適切な避難所運営が実施できるよう、7月末に県が主催した実地研修訓練に、2名の職員を派遣した。また当町においても、8月31日に職員を対象に、研修を実施し、災害時における迅速かつ適切な対応能力の確保に努めている。さらに自治会に向けた出前講座等の場を活用し、町民向けに周知を図る。

答 (くらし安全環境課長)
適切な避難所運営が実施できるよう、7月末に県が主催した実地研修訓練に、2名の職員を派遣した。また当町においても、8月31日に職員を対象に、研修を実施し、災害時における迅速かつ適切な対応能力の確保に努めている。さらに自治会に向けた出前講座等の場を活用し、町民向けに周知を図る。